

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第47号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（家賃等の減免又は徴収猶予の申請等）</p> <p>第8条の4 条例第12条の規定による家賃の減免若しくは家賃若しくは敷金の徴収の猶予、条例第21条第3項若しくは第21条の3第3項において準用する条例第12条の規定による収入超過者家賃等の減免若しくは徴収の猶予又は条例第24条の16第3項の規定による駐車場使用料の徴収の免除若しくは同条第4項の規定による徴収の猶予（以下「家賃等の減免等」という。）を受けようとするときは、県営住宅家賃等減額（免除）申請書（様式第11号）又は県営住宅家賃等徴収猶予申請書（様式第12号）にその理由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。<u>ただし、知事が災害その他特別な事由があると認めるときは、別に定めるところによることができる。</u></p> <p>2 知事は、前項の申請に基づき、家賃等の減免等をしたときは、県営住宅家賃等減額（免除）通知書（様式第13号）又は県営住宅家賃等徴収猶予通知書（様式第14号）により申請者に通知しなければならない。<u>ただし、知事が災害その他特別な事由があると認めるときは、別に定めるところによることができる。</u></p> <p>3 及び 4 略</p> <p>（県営住宅駐車場の明渡しを請求できる場合）</p> <p>第16条の7 条例第24条の18第1項第8号の規則で定める<u>場合は、次に掲げる場合とする。</u></p> <p>（1）～（3）略</p> <p>2 略</p>	<p>（家賃等の減免又は徴収猶予の申請等）</p> <p>第8条の4 条例第12条の規定による家賃の減免若しくは家賃若しくは敷金の徴収の猶予、条例第21条第3項若しくは第21条の3第3項において準用する条例第12条の規定による収入超過者家賃等の減免若しくは徴収の猶予又は条例第24条の16第3項の規定による駐車場使用料の徴収の免除若しくは同条第4項の規定による徴収の猶予（以下「家賃等の減免等」という。）を受けようとするときは、県営住宅家賃等減額（免除）申請書（様式第11号）又は県営住宅家賃等徴収猶予申請書（様式第12号）にその理由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の申請に基づき、家賃等の減免等をしたときは、県営住宅家賃等減額（免除）通知書（様式第13号）又は県営住宅家賃等徴収猶予通知書（様式第14号）により申請者に通知しなければならない。</p> <p>3 及び 4 略</p> <p>（県営住宅駐車場の明渡しを請求できる場合）</p> <p>第16条の7 条例第24条の18第1項第8号の規則で定める<u>ものは、次の各号に掲げる場合とする。</u></p> <p>（1）～（3）略</p> <p>2 略</p>

(管理の代行)

第19条 この規則に定める事務のうち、条例第26条第1項の規定により市町村又は鳥取県住宅供給公社に管理を行わせる県営住宅の事務の範囲は、市町村又は鳥取県住宅供給公社と協議して定める。この場合において、当該市町村又は鳥取県住宅供給公社に行わせることとなる事務に関するこの規則の規定中「知事」とあるのは「市町村長又は鳥取県住宅供給公社の理事長」と読み替えるものとする。

(管理の代行)

第19条 この規則に定める事務のうち、条例第26条第1項の規定により市町村に管理を行わせる県営住宅の事務の範囲は、市町村と協議して定める。この場合において、当該市町村に行わせることとなる事務に関するこの規則の規定中「知事」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。ただし、第8条の4及び第16条の7の改正は、平成21年4月1日から施行する。